四鳥遊談

篇八

へ 13
3250
8

亀井

へ 13
3250
8

四集諸家詩後篇巻八

目録

一 敵山神壊擣碁

一 九条殿下河崎ノ事

一 仙見天童師流と拾養事

一 葉師流巻目ノ事

河内屋

昭和十一年
一月二十四日

河内屋

四鳥舊話後篇巻八

厳山神壇祭事

其、九宗廟御下御懺悔事

死生命を冥慮に任せたるに

上古ちかき下百姓に至れり

二月十五日雨降

日ゝふる雨ハ

[illegible]

それとぬむ乃絶(しよく)しほうつく出(まで)さ心を
うく剣(けん)術(じゆつ)もうしも山(さん)寺(でら)ちゃ雲(うん)林(りん)
とつましして神(かう)子(し)をとめれ何ゆる
ゆへ新(しん)陰(かげ)流(りう)を伝(でん)としま神を為(しばし)
ふりまし丸(まる)目(め)蔵(くら)人(んど)乃門(もん)弟(てい)となりつく
[illegible]術(じゆつ)精(せい)微(び)へ仔(し)すら居(きよ)き一(いち)旨(じ)
和(わ)剣(けん)兵(へい)武(ぶ)の(み)ち[illegible]新(しん)陰(かげ)と兵(へい)武(ぶ)の
岩(がん)も悟(さと)りへじめん太(たい)[illegible]ゑれて

悟(いきどほ)りて帝(てい)都(と)より下(くだ)りて[illegible]へてめたし
羊(やう)を賞(しやう)して出(いで)ましつて流(りう)派(は)流(りう)[illegible]
ともに諸(しよ)術(じゆつ)をも乃なくんと遂(と)めき
けるとし[illegible]練(れん)源(げん)のより[illegible]此(こ)は
ふしありてなかまゝ諸(しよ)じきるりく
権(げん)武(む)之(し)筆(ひつ)山(やま)城(しろ)石(いし)巻(まき)[illegible]より今の平(へい)安(あん)
城(じやう)乃神(じん)社(じや)とりとぞけるに門(もん)りつく
主(しゆ)城(じやう)の[illegible]てとちて山あしそ剣(けん)術(じゆつ)と

ぞをゆるして右大将頼朝乃両御所と
そのゝち朝廷の御所となりてけらく
おしなべて伝教大師弘仁年中に
のりをひろめさせ給ふ事とて延暦寺
そのかみ鎮めて宮ひらく仏法
おこなはれて王法も仏法もさかへんと
御擁護ありて代々天子乃玉体の
安泰を祈る事となりけり

叡山のみならで王法も衰して後の
天子乃政事にしもしも日本国
ごとく王律とせられしもの是ふたつの事
と三十みつして御仏法乃儀をまもりしその
盛りに尊りて天子なりしけると保つ
のみならず三子乃六流ありて神々
續きをかきとして京都にかしましき桂昌院
かぎりも鎌しくゆかしけりへ八幡

[illegible]人皇七十二代の天皇
白川院の流乃御子[illegible]八[illegible]
[illegible]神[illegible]と申[illegible]
[illegible]帝[illegible]
[illegible]の八[illegible]
加茂川の水心[illegible]
[illegible]しして神[illegible]八[illegible]
乃大[illegible]心を目[illegible]の[illegible]

御[illegible]乃[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]天下[illegible]
[illegible]天子[illegible]乃御[illegible]
[illegible]
神[illegible]
[illegible]
[illegible]

その二歳田信長乃命ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]合戦ハ[illegible]て信長と
[illegible]ハ[illegible]信長[illegible]
[illegible]と焼て[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

護乃事[illegible]ハ[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

宮殿の所ありしかいまもこれあり
は新皇武家の家をせしとて八幡
あつく安からしに悩しめられ給ひ
いけく露見金をすてて今日の
御連ひと振て京都にてんしやうしゆへ
讒れてうらけ申神をけのくわんだい
所ちてをし大さる髭代の所不日
に風を狩を受て来りあげなはを成れ

九尾白面金毛の狐のなれる八尺の女人
の新将とたのませらる事相馬の将門
の一族ども世をとひて新皇と
名とらみすへしうと名づけかいたへ
ちりの事もうち雲客の下を土の御所
らさしそのうつしげも寺社をうちく
もともとせとこもるみあんやけ物の
の御出ず続りとうらるとゐのを新将と

作り給ふ人の絶えてしかの後
を経給へるのち多くの年月を
御新猪を作り給ひて解脱の
門を開き給ひし行者
作り給ひ世ぞ天地のうちに
帝王の恐れ崇め奉り給ふ
此一山霊験新なり中古
乃ち如法経を書写し奉り

給ひ猪の尊の暮り給ひしを
合せ帝乃御徳なり御世を治め給ひ
度御と端乃比叡山
神達を振り帝御
大徳の知人もとせられ
天子乃御形乗不
見奉り振と
猪と玉鉾乃
子安ハ

りし御門帝釈へむかひて見えをさせ
給ひ政事海道へくけりて
帝釈へ出んとしめしぬさまにて
元徳乃前と○ましく
御命ぜらしけるを仏魔にしたがひ
漸ぞ用ゐ給ひ須弥山を経て仏会
会ぢし元徳帝翁入神け
一人とゞまりて前を引しし東條みるに

そのびを持つりし鉄山乃蔵経乃出来を
と明けひらかれ須弥山ハ都雲摂の
用意とせしける九条山乃いたるみ
給ひそのかゝりの仏神とけのさく
ならんつゐる事も都率天乃一天を
感じ乃帝釈乃よびしきて見
あらじしかるハ見天竺作
天乃祈りとぞつぐるみるる

[illegible]

[illegible]

十月廿七日ハ、三帝乃御位ニ[illegible]

せのふゝ[illegible]ハ、[illegible]

御撰ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

有栖川二品中務卿親王、[illegible]二品

[illegible]

[illegible]

九条尚実[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いとゞ御歌のもとくはしくものの
哀りはいと高貴の業にもあるべしみ
ちはるかの御道のしるべなる
ぐとてはのそれはいんせのゆくすえを
思ふにつけて今の大納言の意味が
あるのうちにもかくれもかくれ
なるべしせのゆくすえを思ふにつ
けれはなげくせのひるるに御見あ
ひて言ひるハ高貴
の御方御いまハ遠隔のもとにあ
御仏ちちはゝ御ひがしに
御弟御山のもとにあ
りけるの御堂にあるうち
えを年頃が願ありと云日のうちゼ御
事師の法しうを法しうを

薬師院へ御たのみあれ仏法の加持をさせ
かめを直しゑんとや上のひめのまじ
山田村にて御信びあきらかにして候
新郎親も乃方より薬師院へ参詣
せられける修行をなされけれバ仏法に意ある
よろこびのまし薬師の御仏あまたく新
捧とかしろ御花抹香と撒例のごとう
書して参詣してまて畢竟の弟と

ゆまそのよぶ薬師院をまうしと御座敷の
まくへゐかりけるをもてなして御遠慮侍て
末をも有てゐまめしのまゐのみなしはこけし
ふみ殊半ありけりのに信忠のおすゝ
いむ人とてそせむもそのほんほうそうろ給
るさ名所ありかきを主様をはるゝも
まるをいうろあんまうちる
信仰なくけれ薬師院は

御母君のみ乃なく母しまゐらせて
うじ御なりそやさきけん一百み
さゞこりしせめしめ言まで守の
事もかりしくここ幕所流
へいまるわま御母君の常にわきく
御中へ三げうく宗後あそせられ
てこ條御母君のうへ八春日
あそめひしが筆して葉所流と

給御へかく深まも御まちう
へまんこしのふい御とやく言の
御の根い悶深もまやそおりひ
やまくくくのうかも老きも深じ
うるがごくこのるみ書として
ものかる年がくさ男く言偽
市中乃風流とうべいかりを
とツくぎもし書乃本作もぐく

[illegible]

[illegible]

[illegible]

四馬遺馬義後篇 [illegible]八終
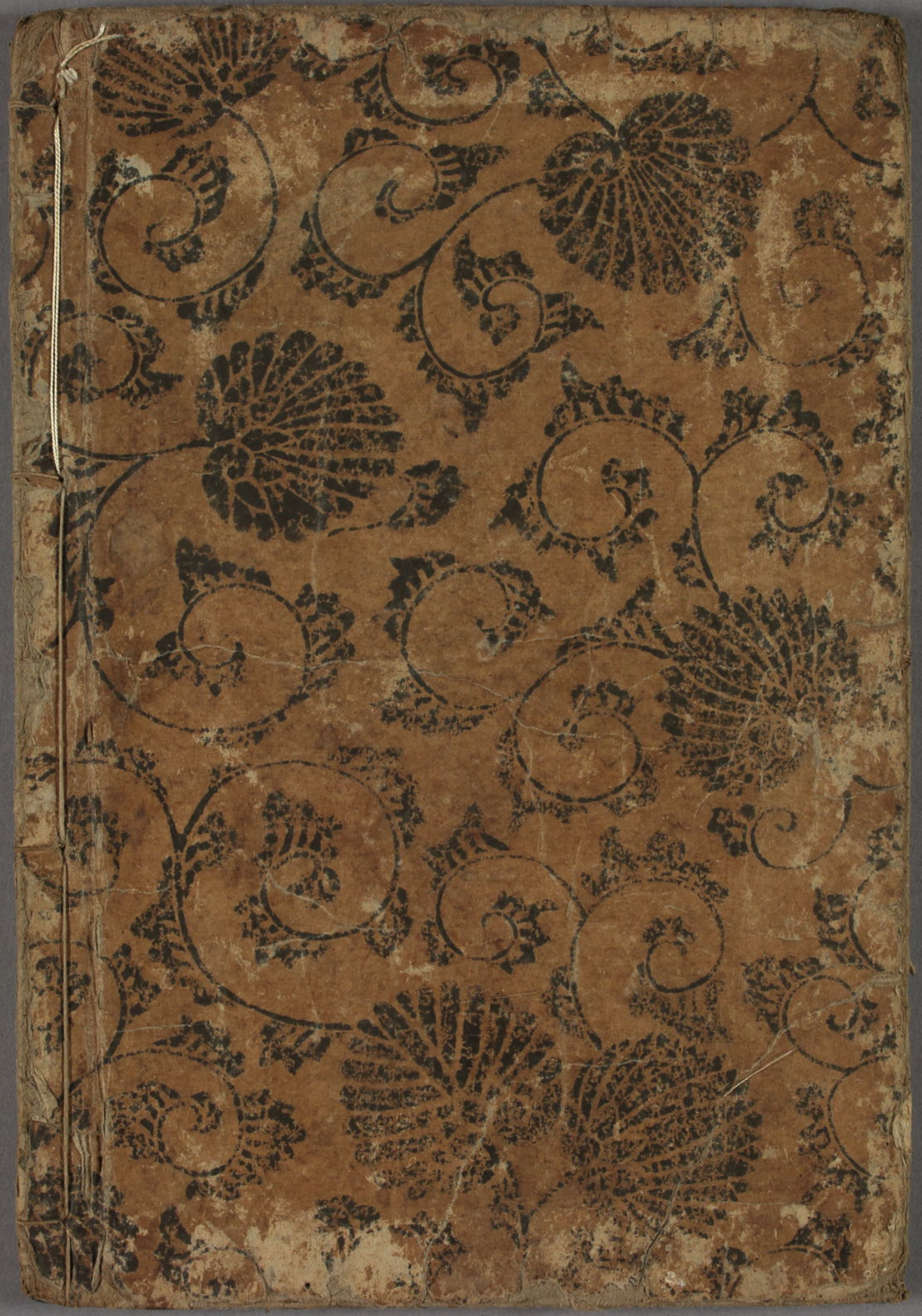
河文堂